

# 水先制度のあり方に関する懇談会 報告(骨子及び記載事項概略)

(事務局提出資料)

(案)  
水先制度のあり方に関する懇談会報告  
(骨子及び記載事項概略)

はじめに

(1) 水先制度の経緯

<概略>

昭和24年に制定され、その後昭和39年に一部改正がなされて以来今日に至るまでの水先制度の経緯の概要に関し記載する。

(2) 近年における水先制度を取り巻く状況

<概略>

安全や環境保全等への関心の高まりの一方、水先料金・水先報酬レベルや水先修業生の選考過程に関する関係者の問題提起がなされていること等に関し記載する。

(3) 水先人供給源不足の到来等、根本的な問題点

<概略>

近年の日本人船員の減少傾向及び近い将来における日本人船長の枯渇状況等、水先人供給源不足の到来が必至であることに起因する問題点等に関し記載する。

懇談会の発足と審議の経緯

(1) 懇談会の発足

<概略>

平成16年3月の懇談会設置の経緯及び考え方に関し記載する。

(2) 審議の経緯

<概略>

平成16年3月の設置以来の本懇談会の審議状況、水先区・強制水先対象船舶のあり方部会の設置及びその審議状況等に関し記載する。

## 懇談会のとりまとめ

### - 1 水先制度改革の基本理念

1. 船舶交通の安全確保、海洋環境の保全、港湾の機能保全
2. 利用者サービスとして相応しく港湾の競争力向上にも資する業務運営の確保
  - (1) 業務運営の透明性・効率性・公平性・合理性の確保
  - (2) 社会的責任と安全スキルの向上に向けた自律的遂行体制の確保
3. 水先人後継者の確保・養成
4. 規制の合理化

< 概略 >

水先制度改革の基本理念を上記4項目とし、それぞれについての考え方に関し記載する。

(第8回資料「水先制度改革の基本理念」: 別添資料1)

### - 2 個別の論点に関する考え方

1. 水先区・強制水先区のあり方について

#### (1) 水先区のあり方

< 概略 >

水先区のあり方等に関し、部会での調査・審議の結果を踏まえ記載する。

#### (2) 強制水先対象船舶のあり方

< 概略 >

強制対象船舶のあり方等に関し、部会での調査・審議の結果を踏まえ記載する。

#### (3) 強制水先免除制度のあり方について

< 概略 >

制度改革に対応した、強制水先免除制度のあり方に関し記載する。

2. 水先業務運営のあり方について

#### (1) 基本的考え方について

< 概略 >

水先業務運営の基本的考え方については、次の事項を留意することが必要

であること等に関し記載する。

安全確保の目的を達成すること

安定的な水先人供給体制の整備をすること

水先業務運営を透明で効率的・公平で合理的なものとする

(第8回資料「水先業務運営のあり方の検討に当たっての視点について」

:別添資料2)

## (2) 水先業務実施主体の法人化等について

### 引受主体の法人化を認めることについて

<概略>

水先業務の実態・水先免許の性格等から、水先業務の実施主体は個人をベースとした制度とせざるを得ないものの、水先業務実施主体の法人化を認めることは一定の条件の下で可能であること等に関し記載する。

(第9回資料「水先業務運営主体のあり方について(案)」:第9回資料1)

### 法人化を認める場合における法人形態等

<概略>

法人形態は、水先人を構成員とする人的組織体であること、その他所要の法人規制が必要であること等に関し記載する。

(第9回資料「水先業務運営主体のあり方について(案)」:第9回資料1)

### 水先人会の機能の整理と今後のあり方

<概略>

水先業務運営主体の法人化を認めること等に対応して、当該主体が複数ある場合には、水先人会の機能のうちの取次窓口機能については、引き続きその必要性があること等に関し記載する。

(第9回資料「水先人会の機能の整理と今後のあり方について(案)」:第9回資料2)

### 水先業務品質管理の向上に向けた仕組みの導入

<概略>

水先業務運営主体(引受主体)の品質管理、取次窓口機能の適正な実施の確保等の必要性等に関し記載する。

(第9回資料「水先業務サービスの質の向上を図るための方策について(案)」:第9回資料3)

## 水先人の責任及び水先引受法人の責任

### < 概略 >

水先人の責任のあり方、水先引受法人の業務運営の維持確保のための責任のあり方等に関し記載する。

( 第 8 回資料「水先人の責任について」: 別添資料 3 )

## 3 . 水先業務運営の効率性の向上について

### ( 1 ) 業務運営の効率化向上のあり方

#### < 概略 >

水先業務運営の透明化を図り効率化に資すること、コストを的確に反映した仕組みを導入すること等に関し記載する。

( 第 9 回資料「水先業務の効率性向上のための方策(案)」: 第 9 回資料 4 )

### ( 2 ) 同一湾内複数水先区のあり方 ( 三大湾内における水先業務の一元化 )

#### < 概略 >

三大湾における水先業務において、水先人の乗り継ぎの解消を図り、業務の効率化を図ること、そのための方策等に関し、部会での審議の結果を踏まえ記載する。

### ( 3 ) 水先料金規制の緩和 ( 省令料金制度の廃止 )

#### < 概略 >

水先料金については省令で規定する省令料金を廃止し、認可制に移行すること等に関し記載する。

( 第 9 回資料「水先業務の効率性向上のための方策(案)」: 第 9 回資料 4 )

## 4 . 水先を的確に実施するための人材確保について

### ( 1 ) 水先人資格要件等の緩和

#### < 概略 >

日本人船員が減少傾向にあり早晩日本人船長が枯渇すること、水先人供給源の拡大・多様化を図り安定的な後継者の確保を図ることが必要であること、そのため水先人資格要件を緩和すること等に関し記載する。

( 第 8 回資料「水先人供給源の拡大及び当該拡大に伴う養成のあり方について」: 別添資料 4 )

( 第 9 回資料「水先人供給源の拡大に伴う養成教育のあり方等について」:  
第 9 回資料 8 )

## ( 2 ) 等級別免許制の導入

< 概略 >

水先人資格要件の緩和に対応して、等級別免許制を導入し、下級の免許に係る業務制限を行う等それぞれの免許行使範囲を設定すること等に関し記載する。

( 第 8 回資料「水先人供給源の拡大及び当該拡大に伴う養成のあり方について」: 別添資料 4 )

( 第 9 回資料「水先人供給源の拡大に伴う養成教育のあり方等について」:  
第 9 回資料 8 )

## ( 3 ) 養成教育の充実強化

< 概略 >

水先人資格要件の緩和に対応しつつ、安全レベルの維持確保を図るために養成教育の充実が必要であること、このため新たな養成教育の仕組みを創設することが必要であること等に関し記載する。

( 第 8 回資料「水先人供給源の拡大及び当該拡大に伴う養成のあり方について」: 別添資料 4 )

( 第 9 回資料「水先人供給源の拡大に伴う養成教育のあり方等について」:  
第 9 回資料 8 )

## ( 4 ) 水先人試験制度のあり方

< 概略 >

水先人資格要件の緩和、等級別免許制の導入、新たな養成教育の仕組みの創設等に対応し、水先人試験制度を見直すこと等に関し記載する。

( 第 8 回資料「水先人供給源の拡大及び当該拡大に伴う養成のあり方について」: 別添資料 4 )

( 第 9 回資料「水先人供給源の拡大に伴う養成教育のあり方等について」:  
第 9 回資料 8 )

## ( 5 ) 業務量の少ない水先区における業務運営の維持のための方策

< 概略 >

業務量が少ないために後継者の確保等その業務運営の維持が困難な水先区における支援のあり方等に関し記載する。

( 第 9 回資料「いわゆる任意水先区の考え方について」: 第 9 回資料 7 )

## 5. 行政の関与のあり方について

### (1) 事故の原因究明・再発防止、処分の機動的な実施の促進

< 概略 >

事故の原因究明・再発防止策、処分の機動的な実施をするための方策等に関し記載する。

(第8回資料「水先人の責任について」: 別添資料3)

### (2) 水先業務実施主体等の適正な業務遂行の確保

< 概略 >

水先引受主体、取次窓口機能、個々の水先人の適正な業務遂行の確保に向けた行政の関与のあり方に関し記載する。

(第9回資料「水先業務運営主体のあり方について(案)」、「水先人会の機能の整理と今後のあり方について(案)」、「水先業務サービスの質の向上を図るための方策について(案)」: 第9回資料1、2、3)

## 6. 実施時期及び経過措置のあり方について

### (1) 実施時期

### (2) 経過措置

< 概略 >

新しい水先制度の実施時期、現行免許者の免許の取扱い等に関する必要な経過措置を設けること等に関し記載する。

## 今後の進め方について

< 概略 >

本報告を基本とした上、国土交通省においては、制度の具体化に向けて検討を進めることが適当であること等に関し記載する。

## おわりに